

議 案 第 89 号

新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

新居浜市奨学資金貸付基金条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「給付又は貸与」を「貸与」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

奨学資金の貸付を受ける者の条件を見直し、他の給付型の奨学金との併用を可能にするため、本案を提出する。